

令和８年度 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会福祉系高校修学資金募集要項

静岡県社会福祉協議会では、静岡県内における介護福祉士の養成・確保を図るため、福祉系高校修学資金の貸付を行います。修学資金の貸付は無利子です。また、福祉系高校卒業後一定期間、県内施設・事業所で要綱に定める介護等の業務に従事した場合、修学資金の返還が免除となります。

【修学資金の概要】

対 象 者 及び 申請条件	静岡県内に所在する福祉系高校に在学する人で、 次の条件を全て満たすことが申請の条件となります。 ① 在学する福祉系高校の学校長が推薦する人 ② 卒業(介護福祉士資格取得)後、県内の介護施設等へ就業しようとする人
貸 付 額	修学準備金 3万円(入学年次のみ該当) 介護実習費 3万円(年額) 国家試験受験対策費用 4万円(年額) 就職準備金 20万円(卒業年次のみ該当※卒業後、就職する場合に限る)
利 子	無利子(ただし、修学資金返還が遅延した時には延滞利子がつきます。)
貸付期間	原則として正規の修学期間(毎年度、貸付の申請及び決定を行います。)
支 払	貸付決定次第、分割またはまとめて交付します。
返還免除	福祉系高校を卒業後、1年以内に静岡県内で <u>介護職員等の業務※</u> に従事し、引き続いて一定期間従事した場合、返還を免除します。(※対象業務は裏面参照) ・ 従事期間3年以上・・・全額免除
返 還	卒業後、静岡県内で介護職員等の業務に就職しなかった場合や従事期間が3年未満の場合などは、修学資金を返還することとなります。 ① 返還期間は貸付を受けた期間に相当する期間。ただし、返還債務の猶予期間があればその期間を加えることができます。 ② 返還方法は、月賦又は半年賦の均等払(繰上償還可) ③ 但し、従事期間が3年未満であっても、貸付年数以上の従事期間であれば返還額が一部免除される場合もあります。
提出書類	① 修学資金貸付申請書 ② 福祉系高校の学校長の推薦書 ③ 住民票(令和8年3月1日以降に発行のもの、世帯全員の記載の有るもの、本籍地及びマイナンバーの記載の無いもの、コピー不可) ④ 世帯全員の所得を証明する書類(以下のいずれか) ・ 源泉徴収票 ・ 確定申告書(控)の写し(税務署の受付印のあるもの)又は「所得証明書」か「申告内容確認票」の写し
提 出 先	〒420-8670 静岡市葵区駿府町1番70号 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 生活支援部 生活支援課 電話：054-254-5244 ※福祉系高校にて申請書類を取りまとめの上御提出ください。
締 切	提出締切 令和8年5月29日(金) 必着 ＜貸付金交付時期；8月中予定＞

(裏 面)

返還免除対象となる業務（「介護職員等の業務」）一覧

対象となる施設・事業	対象となる業務
指定訪問介護、指定介護予防訪問介護、指定夜間対応型訪問介護、指定定期巡回・随時対応型訪問介護、第一号訪問事業	訪問介護員等の業務
指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護	介護職員の業務
指定小規模多機能型居宅介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護	介護従事者の業務
指定通所介護、指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所介護、指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護、指定認知症対応型通所介護、指定介護予防認知症対応型通所介護、指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、第一号通所事業、指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護、指定介護老人福祉施設、指定地域密着型老人福祉施設、指定特定施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入所者生活介護、指定介護予防特定施設生活介護、介護老人保健施設	介護職員の業務
指定介護療養型医療施設、介護医療院	介護職員の業務

返還免除対象となる業務は、「静岡県社会福祉協議会福祉系高校修学資金等貸付要綱」による。